子育て支援・少子化対策特別委員会記録

開催日時 平成26年6月18日(水) 10:04~11:07

開催場所 第3委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長

宮木 健一 副委員長

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

奥山 博康 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

欠席委員 1名

乾 浩之 委員

出席理事者 上山 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍 聴 者 2名

議事

- (1) 6月定例県議会提出予定議案について
- (2) その他

<質疑応答>

- **〇今井委員長** ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして、質疑があれば ご発言願います。
- ○藤野委員 数点お聞きいたします。

まず初めに、先ほども報告がございました奈良県少子化対策プランです。仮称ですけれ ども、これは奈良県こども・子育て支援推進会議でいろいろと今後審議されていくとお聞 きいたしました。より充実した内容で今後進めていただきたいと思います。

一方で、市町村においても既に、こども・子育て会議を設置され、さまざまな議論がされているとお聞きいたしております。私の地元、大和郡山市におきましても、3回ほど会議を開催し、保育園の通園の区域に関する論議や、あるいは保護者、保育園に対してのアンケート調査を積極的に行っておられ、その中でさまざまな議論が展開されています。その他の市町村も含めて、市町村におけるこども・子育て会議の現状はどうなっているのか、

まず、その点をお聞きいたします。

次に、先般も報告があり、新聞報道でもありました保育士人材バンクの登録事業では、 民間にその旨を委ねられ、おおよそもう取り組まれる業者も決定されたとお聞きいたして おりますが、概要をお聞かせいただきたい。

次に、雇用促進についてお聞きいたします。奈良労働局との雇用対策協定に基づいて、 平成26年度奈良県雇用施策実施方針をまとめられたとの新聞報道もございました。これ は奈良県雇用対策協定に基づいて、毎年事業計画を決定されるとのことですけれども、昨 年との違いはどのようなものなのか、お聞かせいただきたい。それと、具体的施策に、若 者と県内企業とのマッチング支援が1点、それから2点目に女性ひとり親の就業支援とい う内容がございます。そのほかにもあるのですけれども、特にお聞きしたいこの2点につ いて、具体策、あるいは県との連携策はどのようなものなのか、お聞かせいただきたい。

最後に、現在女性の再就職をサポートされるNPO団体、あるいは起業、子育て支援を 支えているNPO、あるいは保育士の就職フェアを開催されているNPO団体等々がござ いますが、こういった民間団体に対する支援策として、現状、どのような取り組みをされ ているのか、お聞かせいただきたい。以上です。

〇辻子育て支援課長 それでは、2つございましたけれども、最初の市町村のこども・子 育て会議の設置状況についてお答えいたします。

ほとんど済んでおりまして、残りはあと一つとなっておりまして、その一つにつきましても、もう近々設置されると聞いております。ほとんどの市町村におきましては、すでに 2回、3回と会議を開催されているところもございます。

続きまして、保育士人材バンクでございます。これは藤野委員の質問にございましたように、保育士確保の一環として、民間業者に委託をしまして、求人と求職をそれぞれ登録し、マッチングを行うというものです。そのためにいろいろな広報を通じて求人、求職を行い、併せて営業活動も業者の方にしていただくということですけれども、インターネットを活用しました求人、求職情報のマッチングを行います。コーディネーターによりまして求人、求職のあっせんもいたします。県内の保育の事情に詳しい人、また労務にも精通している人がいますので、その人らによりまして個別に求人、求職のあっせんを行おうとするものです。

また、さらには、潜在保育士の方はしばらく仕事を離れておられますので、その方に対します就職支援研修等の実施や、また、ブースを設けまして、合同就職説明会を開き、実

際にそこでお話をしていただくということでございます。また、個別の相談や助言にも、 電話も含めまして、対面などでも応じていきたいと考えております。以上です。

時期につきましては、プロポーザルによりまして業者を決定しておりますので、あとは 報道発表を行い、プレス等の力もかりまして、広く広報していきたいと思います。来月の 中ごろには事務所を開きたいと考えております。

〇山岡雇用労政課長 奈良労働局との雇用対策協定を平成25年6月に結び、平成26年度は主に何をやっていくのかというご質問でございますが、平成26年度はマッチング体制の強化として専門のしごとマッチングアドバイザーを導入いたしました。先ほど申しましたように、平成25年6月に、奈良労働局と締結いたしました、奈良県雇用対策協定に基づきまして、新たに奈良労働局との共同実施ということで、大学への情報提供を実施していく、また大学新卒者向けの求人開拓を、企業の求人対策におきましても奈良労働局とともにやっていこうと今取り組んでおります。

県内企業の人材確保の支援の一つといたしましては、先ほど申しましたように、大学との接触を希望する企業と大学のキャリアセンターとの直接の橋渡しなどにも積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

ひとり親の就労でございますが、地域におきまして、30分を超えるような通勤時間が かかるような遠い地域の企業、就業場所というのはなかなか望まれておりません。そうい うことから、一応地域におきまして、サービス業などの開拓にも取り組んでいきたいと思 っております。以上です。

- **○正垣女性支援課長** ひとり親の就労の支援でございます。子育て女性の就職相談窓口ということで、奈良労働局との協定に基づきまして、平成26年3月から奈良労働会館の中でハローワークの職業相談窓口を併設いたしました。これによりまして、就労相談から職業紹介までの一体的な支援を行ってございます。実際には3月から6月までの相談者数が昨年に比べまして約3倍にふえてございます。奈良労働局との協定の一つの成果かと考えております。以上でございます。
- **〇今井委員長** 女性の再就職をサポートするNPOの件は、どなたが答えていただけますでしょうか。
- **○正垣女性支援課長** 女性支援課におきまして、女性が柔軟な働き方ができることを目指 しまして女性の起業支援を行ってございます。年間約150名から200名の方々が起業 している状態でございますけれども、実際に起業を行っている方々につきましては非常に

小規模でされておられると。資金も少なくされておられるということでございますので、 それぞれの方々のネットワークをつくることも少し事業として考えてございます。その中 で、県内の関係機関、あるいはNPO等とも連携しながら進めていきたいと考えてござい ます。以上でございます。

○藤野委員 最後のNPOです、さまざまな女性の支援事業、あるいは起業支援、子育て支援、保育士の就職支援という質問が起業だけに今偏っていたので、あえて再質問はしません。ぜひともこういった民間団体がそれぞれの活動、いわゆる子育て支援に対する活動、これも行政もそれなりの把握をしながら、協力し合いながらやっていただきたいとぜひともお願いしたいと思います。

まず質問の1点目のこども・子育て会議です。これは市町村の設置があと一つ、間もなく設置されるということで、地域によってそれぞれ事情はかわってきますので、いわゆる協議のあり方、議論のあり方もかわってくると思います。県がそれなりに情報、あるいは会議の内容も含めて把握をされておられることと思います。ただ、国の動きがそこにきちんと対応しているのかどうか、今非常に疑問に感じております。市町村も今後、どのような方向性で展開していけばいいのかも悩みの種の一つになっていると思っているのですけれども、国の動きはどうなっているのか、あるいは国に対して何らかの要望をされておられるのかお聞きしたいと思っております。

続いて、保育士の人材バンクです。今後ルールに基いて進めていかれると思うのですけれども、以前に県がアンケート調査を実施されました。そのときに潜在保育士の方がなぜ潜在保育士になったのかというのは、もうご存じのように労働環境です。賃金の安さ、あるいはさまざまな労働条件への問題もございます。そういった中で、どうしても保育士の資格を持たれても就職されない、あるいはされてもすぐ離職されてしまう状況が多いとアンケート調査ではございました。

したがって、保育士人材バンクに登録されても、保育園や保育所の労働環境が改善しなければ、登録だけされて結局は行かれないとなっても何ともない話でございますので、今後行政としては、労働環境の充実に向けてどのような取り組みを片方でされようとされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、雇用促進についてです。マッチングアドバイザーも含めて、さらにことしは取り組みを強化されると私は認識をいたしましたが、このマッチングアドバイザーも、現状何名なのか、あるいはことしはその増を目指すのか、わかる範囲で結構なので、できたら

お聞かせいただきたいと思います。また、今ひとり親の就業支援のこともおっしゃっていただきました。相談件数が3倍になっているということで、より充実した広報で知っていただいてお越しいただいたのかと思っておりますが、この対応です、さらなる充実をぜひともまたお願いをしたいと、このことは要望とさせていただきます。以上です。

〇辻子育て支援課長 国の動きでございますが、まず、いろいろな資料といいますか、いろいろなことが決まって今順次出てきております。当初の計画より若干おくれ目であることは否めないですけれども。例えば公定価格などいろいろな枠組み、それは条例や規則の案文なども今どんどん出てきておりまして、市町村にもお伝えしているところですけれども、県としましても全体会議と圏域会議を開きまして、それぞれ市町村にお伝えして、いろいろなことを市町村とともに協議していこうと思っております。

それから、その際に、国の職員に来ていただいて、またいろいろな話を聞いて市町村の 方にも伝えることもしております。その際に、いろいろな要望ですけれども、国でも会議 がございますので、わからないことを聞いたりとか、こういうふうな動きがあると。例え ば奈良県ではへき地もありますので、そういうふうなことも、またちゃんとしてほしいと いうことも伝えております。

続きまして、保育士の職場についての処遇の関係でございますが、直接的に賃金を上げる処遇改善がございまして、枠組みが変わり、基金から補助事業になったわけでございますが、それが9割以上の施設で今年度も予定されております。あとは、いろいろな事務改善や魅力を再認識してもらうような取り組みも、またセミナーなども含めて今後取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

- ○藤野委員 マッチングアドバイザーのこと。
- **〇今井委員長** マッチングアドバイザーの実態はどうですか。
- **〇山岡雇用労政課長** マッチングアドバイザーにつきましては、新たに高田しごとiセンターに2名増員いたしまして、高田と、それからもともと奈良にはございましたので、それとで強化していこうと。それから、高等技術専門校にも1名配置しまして、訓練と企業とのマッチングという形で就業につなげていきたいと考えております。
- **○藤野委員** 全般的にですけれども、今後の推移を見守る中でぜひともさらなる充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

こども・子育て会議については、やはり市町村が主体として頑張ってもらわないといけないと思いますので、国との風通しを県がよくしてあげて、すぐさまの情報、あるいは取

り組みの進め方も含めて、ぜひとも指導も含めての市町村に対するご協力をお願いしてお きたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

〇上山こども・女性局長 どうもありがとうございました。今、いろいろいただきまして、 市町村とは十分情報共有をしながら、この事業が円滑に進むように努めてまいりたいと思 いますので、またよろしくお願いいたします。

先ほどございました民間団体等との協力ということもご提案いただきました。従来、男女共同参画県民会議ですとか、子育て支援県民会議等を通じまして民間団体との連携も図っているところでございますが、先ほどご説明させていただきました少子化対策プランの中で、地域、NPOとの協働による子育て支援活動という項目も、社会全体での結婚・子育て応援の中で頭出しをしておりますので、こういった中で民間団体との協働をどう進めていくかについてもあわせて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇安井委員 奈良県少子化対策プラン(案)の説明を受けました。この中で、子育て期の中で、要保護児童への対応という項目があります。子どもに対する虐待の防止対策、あるいは障害児に対する対応とか、いわゆる社会的なさまざまなことに対する対応ということを踏まえて、子どもの里親制度があります。親として子どもを育てることが困難な場合、施設に入所することに県ではなっているかとは思いますけれど。

この里親制度については、先般も中央こども家庭相談センターへ、県内調査に行かせていただいたときにも少し話を受けたと思うのですが、この子どもの里親制度が長期的なもの、あるいは短期的なものも制度としてあるのです。子どもたちが生活する上でめり張りのあるというのですか、やっぱりそういう意味では、制度そのものが子どもたちが生き生きとめり張りのある生活を営める、あるいは里親として、自分の親としてのぬくもりを感じてもらえる、非常に身近であり、かつ非常にホットな扱い、対応になるかと思うのですが、今、どういう状況になっているのか、わかる範囲で結構です。子どもたちにとってその制度のあり方が非常に重要であるとも思いますし、また、一定施設へ、規則正しい生活というのですか、生活している子どもたちにとって非常にいい制度であると思うので、現状等について、あるいはどういう問題点があるのか、その点ありましたらお答えください。

委員がお述べのように、養護が必要な児童につきまして、社会的養護と呼んでおります

けれども、国もその社会的養護の中での家庭的な養護の推進というのを掲げておりまして、 家庭的養護の一つの形態といたしまして里親制度があるかと思います。まずこれは登録制度になっておりまして、里親の登録数でございますがことしの5月1日現在で奈良県では109組の里親さんを登録させていただいております。そのうち委託している児童の数でございますが、同じく5月1日現在で36名になっております。

里親もいろいろあり、養育里親制度、それから短期里親、専門里親。専門里親というのは、例えば障害を持っている子どもさんとか、かなりその養育に技術的なものが必要な子どもを預かる里親さんで、特に研修等も受けていただきます。それから、養子縁組の里親さんもいらっしゃいます。内訳で申しますと、養育里親が多く、その次が養子縁組里親になっております。県といたしましても、今、社会的養護が必要な子どものうち、里親の割合がほぼ10%ぐらいになっていまして、残り9割は施設での養護となっております。家庭的養護の推進という立場からできるだけ里親の委託をふやしていくよう、今後とも努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

○安井委員 里親制度はいつごろからなのでしょうか。つまり、子どもたちが十分育つ環境というものを育て、その施設の中でも、最近は義務教育はもちろん、高等学校、あるいは大学進学と非常に学歴も伸びていくといいますか、時代背景があると思うのですが。つまり、子どもたちが非常に望ましい姿で育ってくれるために、そういう意味で、社会的に支えてあげることが大事です。この数字、今1割、10%とおっしゃいましたけれども流れとしてはどういう状況にありましょうか。年々利用者は、ふえてきているのか、これからの見通しというのか、将来に向かっては、もっとふえていくのか、里親そのものの登録が以前からはどうなのかについてお聞かせください。

○小出こども家庭課長 里親登録数でございますけれども、登録数自体はそんなに急増しているというわけではございません。登録数は平成19年で101組、それから先ほど申し上げました平成26年5月1日現在で109組となっておりまして、登録数自体はあまりふえておりません。ただ、委託の児童数で申しますと平成19年度が23名、それから今年度は36名になっております。それほど急増しているわけではないですけれども、先ほど申し上げましたように、家庭的養護の推進を図る中では、この委託児童数を、要保護児童のうちの10%ではなくて、他府県の事例でもっと多いパーセンテージの府県もありますから、できるだけパーセンテージとして里親委託の数をふやしていく努力をしていきたいと考えています。以上です。

〇今井委員長 よろしいですか。ほかにどうでしょうか。

○奥山委員 お尋ねする予定ではなかったのですけれども、まず、(仮称) 奈良県少子化 対策プランの策定についてです。非常に大きく、なるほどなということでは資料で提示されているのですけれども、上山こども・女性局長、国も少子化というのは人口減ということで言われていますので、当然、一生懸命やらなければいけないのですけれども、奈良県の少子化対策プランは基本視点から書いていただいているけれども、要は子どもがたくさん生まれて育てる環境をつくることだろうと思っています。けれども、この中で全てが大事だというのはよくわかるのですが、また結婚年齢が遅くなったという発表もあったのです。基本的には生理学的と言っていいのか、医学的と言っていいのか、結婚期が遅くなればなるほど人口は減るばかりだというのは前から認識しておりますが、(仮称) 奈良県少子化対策プラン (案) は総花と言うと失礼なので、各部署にわたっての策と書いていただいておりますけれども、若い人が早く結婚しようということにならなければ少子化対策はなかなか進まないように思うのですけれども、上山こども・女性局長のお考えをお尋ねしたい、これが一つ。

もう一つは、登美学園・筒井寮、基本計画については、担当から聞かせていただいています。これには、答弁は結構です。基本的に社会的弱者と言われる人たちについて、この中でいろいろ運営方法の課題なども書いてもらっています。よくわかるのですけれども、私の希望としては、最後はセーフティーネットという形で県がやらなければいけないことだろうと思っています。ただ、ここに一応方式として指定管理者方式まで書かれているので、私の意見だけ言っておかないといけませんが、これはこれから検討することになっているとは書いていますけれども、基本的に、これは県が直営方式でどのようにしたらいいのかということをしっかりとするほうがいいのではないかと。だから指定管理者方式は、この登美学園については余り賛成ではないのです。県が直営方式でしっかりと対応することが一番安心かと思っているので、これは私の意見として言っておきます。

先ほどの少子化対策プランの策定について、上山こども・女性局長のご意見を聞かせて いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇上山こども・女性局長 ありがとうございます。奥山委員がおっしゃることは、ごもっともでございます。これまでの計画、これの現計画もあるわけですが、これまではどちらかといいますと、こども・子育て支援計画という形で、生まれてきた子どもたちをどう育てていくかなど、また、ご家庭や保護者の方が働きやすいワーク・ライフ・バランスをと

りながら、子どもを育てやすい環境をつくっていこうというところに重点があったような 気がいたします。先般、県の合計特殊出生率の発表もございました。昨年度に比較しまし て0.01落ちまして1.31という状況になっておりますし、生まれてきた子どもの数 を見ましても減っております。そういったことから、少子化対策がこれから求められるだ ろうということでこのプランの範囲を広げまして、大きく少子化対策プランという命名を させていただこうかと、これは仮称でございますのでこれから名前は変わってくるかもし れません。

そういった中で、子どもをたくさん産んでいただくにはやっぱり奥山委員がおっしゃるように、結婚をどう進めていくのかというところがまず大事でございます。諸外国では婚外子というのも大変多いそうでありますけれど、日本はまだまだ結婚して子どもを産むという状況が多うございますので、どう結婚をしていただくのかが大事かと思います。このことについては奈良県も調査いたしましたし、国もさまざまな調査をしているようでございますけれども、どうもこの結婚期における青年の経済的な環境が確立していないので、なかなか結婚に踏み切れない状況もあるようでございますし、また、今の自由な生活を楽しみたいということもあるようでございます。結婚を促進していくには経済的な安定を図るとともに、結婚、子育てに対する魅力を発信していくことも大事かと思ってございました。そういった意味で、結婚期に書いてある枠がちょっと少ないですけれども、しっかりと検討させていただいて、結婚を進めていく施策についてもしっかりと盛り込んでまいりたいと思います。以上でございます。

○奥山委員 上山こども・女性局長のお考えを聞かせていただきました。このお話をするのは、私ももう60歳を過ぎました。たまたま兵庫県西宮市の私の友人が、どう思ったのか、今度ゆっくり話をするのですけれども、もっと結婚を、若い人、出会い、経済的な基盤とかいろいろな理由を特にマスコミが言うけれども、もっと出会いをふやしてあげないと結婚できないということから、何か、結婚できる環境づくり、俗に言う仲人業ではないです、たくさんの若者を、言ってみれば結婚応援団、奈良県が行っているようなものを大々的に今やりかけていて、NPO法人を立ち上げてやっていくと言っています。今その人は3人お子さんがおられるのですけれども、もう60歳を過ぎたから結婚できる環境づくりのお手伝いをしなければいけないと感じて、全くのボランティアで行うということで今一生懸命やっておられて、いずれ私も奈良県でそのようなことをしたいということで聞いたら、基本的に少子化対策、いろいろな分野で、女性の働く場所とか保育園、当然学童

保育などいろいろな問題が言われます。30.何歳ですか、今結婚年齢と言われているのは。でも、基本的にはやっぱり、若い人たちが出会う機会ができて結婚するのを少しでも早めてもらうことが大事です。だからこの少子化対策という言葉がいけないという人もおられますが、実際少子化になっておりますから。私はあえてこの中でも全部が大事ですけれども特に大事な、今言うように、ちょっとしかここスペースをとっていないから気に入らないので、その辺をちょっと言いたくて聞かせていただきました。子どもがたくさんできるというのは、きょう言って明日できる問題とは違います。でも、今からしっかりとやっていかなければいけないと思いますので、これからも応援しますからしっかり頑張ってもらいたいと思います。終わっておきます。

〇今井委員長 ほかにいかがでしょうか。

委員会の運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

- **〇宮木副委員長** それでは、委員長にかわり、委員会を進めさせていただきます。
- **〇今井委員長** 質問させていただきます。

今、広陵町では保育所の待機児童が出ており、ことし2つの保育所にプレハブを急遽増築いたしまして、待機児童を解消する対策をとったのですけれども、これの建築確認申請が出ていなかったということで、いまだに使用の許可がおりていない状況にあります。子どもたちが大変狭いスペースの中で過ごしておりますけれども、高田土木事務所には申請書類を提出したと聞いておりますが、いつになったらこの使用許可ができるのか、一つはその点について、お伺いをしたいと思っております。

それから、今回、このこども・子育ての総合的なプランについてのご説明をいただきましたけれども、子どもの権利条約ができまして25年たち、日本の政府が批准して、ことしで20年になります。権利条約には子どもの生きる権利や守られる権利、育つ権利、参加する権利と、4つの柱に基づいていろいろ具体化が掲げてありますけれども、日本は批准をしていながら子どもの権利を守るのが大変不十分だということで、国連の子どもの権利条約委員会からも2回にわたって勧告が出されています。最初は、日本の子どもたちが過度に競争社会に置かれているというような内容と、後からは、それに加えて、日本の子どもたちは親や教師から非常に孤立感を感じているというような勧告を受けております。それにもかかわらずに、実際には学力テストの過度な競争をあおるとか、管理教育を進めるとか、逆行した状況が多々見られるのではないかと思っているわけですけれども、今ほど一人ひとりの子どもが大切にされる社会をつくることが求められているときはないと思

っております。

そういう点で、全国の都道府県の条例の状況を調べましたら、1道2府10県で子ども 条例という子どもの権利条例をそれぞれの都道府県で具体化した条例が制定されておりま す。私も、奈良県でぜひこのような子どもの権利条例をつくっていただきまして、それを ベースにした具体的な実践を進めていただきたいと思っているわけですけれども、その点 についてどのようにお考えなのか、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

それの一つでございますけれども、先日、兵庫県明石市で、離婚する場合に親と子どもが面談する権利や、養育費をどうするかなど、その子どもの権利を守る文書を作成するという、離婚届が出るときにそのような書類を明石市の市役所の窓口で提出いたしまして、それは、そこで何か強制力があるわけではないのですが、実際に裁判や調定になりますと署名、捺印があれば十分に参考にできるという内容で、大変これはいいことだと思いました。

いつも離婚の相談は女性の方が多いのですけれども、先日、男性からの離婚の相談をいただきましたときに、奥さんが子どもさんを親元に連れて帰って会わせてもらえないとか、養育費のことなどでいろいろ言われるけれども、いつまで自分がその仕事でそれだけの収入が得られるかわからないという不安の声なども聞かせていただきました。親同士につきましては、いろいろな事情がそれぞれあるだろうと思いますけれども、子どもにとりましたら、離婚した親でも両方ともお父さんでありお母さんであるということですので、そうしたことにつきましても奈良県でもぜひ考えていただきたいと思っております。何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

〇辻子育て支援課長 広陵町の町立保育所の増築部分についてでございますが、平成25年度に町立保育所の2カ所におきまして、建築確認を経ずに園舎の増築工事がなされ、既に完成しております。今井委員長がお述べのとおり、建築確認を受けておりませんでしたので、現在その増築部分は使用せずに既存の建物のみで保育を行っている状況であります。建築確認を経ずに建物が完成した場合には、建築基準法12条に基づきまして、今の場合は高田土木事務所に対しまして報告、この報告は建築確認を経ていない建築物の現況届けを行うこととなっております。

既に広陵町では、この建築確認を経ていない建築物の現況について県高田土木事務所と 協議を行いまして、今は書類を補正といいますか、きちんとしている最中でございます。 6月中にはその書類、確かに受け取ってもらえる書類を提出できる見込みと聞いておりま す。

増築部分の使用につきましては、県高田土木事務所が現況届けを受理した後に使用ができると考えております。以上です。

〇小出こども家庭課長 今井委員長から、まず1点は、国連の児童の権利に関する条約に 係る、子ども条例に係るご質問をいただきました。

今井委員長がお述べのように、他府県でもそういった子ども条例の策定事例はございまして、中身を見ますと、一つは総合条例的なもの、子どもの権利保障を総合的に規定してある条例。それから、個別条例的な、個別的な課題に対応していくための規定をした条例。それからもう一つは、子どもの施策の方向性や権利の理念、原則を定めた施策推進の原則条例的な条例。3種類に分かれると思います。施策推進の原則条例を策定している事例が多く、近隣でも三重県、滋賀県、京都府、それから大阪府で策定しているのを承知いたしております。奈良県といたしましても近畿府県等、これらの条例につきまして今後調査、研究をさせていただきたいと考えております。

それから、子どもの権利を守るという観点から協議離婚の際の面会交流、それから養育 費の分担についての取り組みについてご質問をいただきました。

奈良県スマイルセンターが、労働会館内にございます。これは奈良県母子家庭等就業自立支援センターという位置づけで、主にはひとり親家庭の就労相談等を担っている機関でございますけれども、就労の相談のみならず、ひとり親家庭の親に係るさまざまな相談をここで受けております。今申し上げました養育費の分担、それから、面会交流等についての相談も受け付けをさせていただいておりまして、件数は少ないですけれども平成25年度で養育費に係る相談として5件受けております。

それから、養育費の関係で非常に困難な事例も出てまいります。そういう場合につきましては、国で委託事業としては養育費相談支援センターを運営されております。そこにスマイルセンターから紹介させていただいたり、またスマイルセンターの相談員が相談対応に係る支援をこちらで受けたりといったことも行っております。さらに法律的な相談ですけれども、ひとり親に係る法律相談事業を奈良県母子福祉連合会に委託して実施しております。養育費に係る相談の実績でございますけれども、平成25年、昨年度で法律相談の件数は合計で28件ございまして、母子が27件、父子が11件あるのですけれども、そのうち養育費の関係といたしまして11件の法律相談を受けております。

今、県ではひとり親家庭の実態調査を今年度実施する予定をいたしております。その中

の項目といたしまして、養育費の分担、面会交流についての取り決めをしているのか、どういった方に相談しているのか、実際養育費として幾らもらっているのかといったことも含めて調査を今年度いたします。その調査の結果も踏まえまして、また、今井委員長からご紹介ありました明石市等の他府県の事例も参考にしながら今後の必要な施策の検討を行いまして、ひとり親に係る自立支援プランという計画をつくっておりますが、これがちょうど平成27年までの計画となっておりまして、来年度に第3次となる計画の策定を予定いたしておりますので、そういったプランの中で反映させていきたいと考えております。以上でございます。

〇今井委員長 広陵町の保育所の件では、これから暑くなりますし、本当に子どもたちが 大変な状況になっておりますので、早く使えるように、県としても高田土木事務所にぜひ 要請していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

子どもの権利条例の関係ですけれども、この近隣で奈良県ができていないということで、いろいろこれから調査していただくということです。ぜひこうした条例をつくるときには子どもの意見をよく聞いていただきたいと。子どもたちに自分たちのことをみんなが考えようとしているのだということが伝わるように、そんな形で何か条例が実現できたらいいかと思っておりますので、これは要望をしておきたいと思います。

それから、離婚の場合の協議の関係ですけれども、今も相談を受けていただいているということで件数の報告をいただきましたが、明石市の場合は、離婚の用紙をもらいに来たときに窓口で渡すようになっておりますので、皆さんに一応そういうことを伝えられる仕組みになっているのかと思っております。そんなこともありますので、ぜひこれにつきましても前向きに検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

- **〇宮木副委員長** それでは、委員長と進行を交代します。
- **〇今井委員長** ほかになければ、これをもちまして質疑を終わらせていただきます。
 - 一言ご挨拶を申し上げます。

当委員会は引き続き調査並びに審査を行ってまいりますが、特別委員会の設置等に関する申し合わせによりまして、正副委員長の任期は1年となっております。特別な事情が生じない限り、本日の委員会をもって最終になるかと思います。

昨年7月の委員会設置以来、委員各位には、当委員会所管事項であります子育て支援と 少子化対策に関することにつきまして終始熱心にご審議いただきました。また、理事者に おかれましても種々の問題について積極的に取り組みをしていただきました。 おかげさまをもちまして無事任務を果たすことができましたことを委員各位及び理事者 の皆様に厚く感謝申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせてい ただきたいと思います。ありがとうございました。

- **〇宮木副委員長** ありがとうございました。
- **〇今井委員長** それでは、理事者の方はご退室願います。ご苦労様でした。

委員の方はお残り願います。

(理事者退席)

それでは、ただいまから本日の委員会を受けまして委員間討議を行いたいと思います。

当委員会の中間報告案と、参考に、これまでの委員会で各委員からいただいた意見、要望、提言などに基づき、議論の方向性を整理した資料をお手元に配付いたしております。

まず、中間報告案について、各委員の皆様には事前にご一読をお願いしておりますが、 ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

何かご意見ございますでしょうか。

(「結構でございます」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

ご意見がないようですので、これをもちまして委員間討議を終わります。

次に、6月の定例会の閉会日に行う中間報告についてですが、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。どうもありがとうございました。